

助沖宗太郎高名は整理組合事務所組長大神熊次郎を訪ひ生活保証問題を解決するに至る迄
 川柳郎 山由伊太郎等と交渉したるも纏らず一應現場に引上り交渉委員として改めて矢野外五
 せす。その為交渉委員は整理組合事務所責任者坂巻兼内人として大神の秘宅に行きたるも滞
 宅し居りしため、一令破中に誠意ある回答を沖君にせよ。二四各なき場合は小作人側の
 主張を容れ保証問題解決するまで工事を止むることに同意ありたるものと看做す。首を坂巻兼
 内は保証問題の解決する迄工事を中止し、此の間の二時向半、委員の右交渉中現地に於ける組合員
 等は保証問題を張々夫、この時整理組合側は土工に酒を飲ませ、威嚇を上げて我々に立ち向うた
 大が労働者の中には農民との斗争を拒否した同志も居た。我々は勿論労働者との同志打ちを
 功に避けた。

岩田重藏沖宗太郎君外二十六名 翌七月一日は被検束者の家族非親族なやられた。検査された同志は
 息子、息子やわらわは親爺、及他支部組合員並に全水九郎の同志諸君の擁護あり現場に
 は前口にも増して動員された。被検束者の中岩田重藏、沖宗太郎、大野甚三郎、西島治七君は
 福岡市土手町未決監に拘禁され不起訴にて釈放された。西島君を除き他の三名は業務妨害の各の
 日責任により出所した。公判に動員された人員、百五十余名、翌十月九日の判決言ひ渡しを受け同
 懲役四月(三半回執行猶予) 岩田重藏君 (未決拘番三十四号入)

大野甚三郎君 沖宗太郎君 岩田重藏君
 大野甚三郎君 沖宗太郎君 岩田重藏君
 大野甚三郎君 沖宗太郎君 岩田重藏君

元と取付

の岡松園支部主体となり警察署へ対する被検束者解放要求、或は市役所、知事官舎への陳情
 整理組合との交渉を重ね七月二十三日保証問題を次の如く解決した。
 清地一反八畝に付保証金六百六十三円九十銭(日農関係のモノ約二倍に達する)
 事件勃発と同時に石川柳郎君は整理組長大野熊次郎、組合副長橋本健太郎、請負人久保

果敢手大野熊次郎業務妨害罪の犯行ありとし福岡区裁判所検事官に告発しなるも保証
 問題解決の旨これを取付た。大野君は放り出す。整理組合は
 八月十六日松本浩一郎氏方に於て開かれた。参加者百五十名
 若手の批判
 一本問題を通過し区別整理組合事業は新地整理法、都市計画法及土地収用法による解任を受け、地
 主の爲めに小作人より唯一の生産手段たる土地を無理無理に没収する。これを知らず整理組
 行正職内に居住せる小作人自作業諸君が組合の影響下に置き其内斗争をなし且労働者も此の
 水との提携なくしては勝利を得難きこと不明なる。大
 二、沖君は元日農組合員あり且整理組合の幹事員となり最初より整理事業に反対したるもの
 でなかつた事。沖君が松園支部へ加入后支部に於ける交渉が積極的でなかつたことかこの斗
 争をかたり困難に陥らしめたものなることを知らねばならぬ。因に日農幹部の欺瞞と偽善とに憤
 慨したる日農大幹部大衆は遂に九月十二日口農支部を解散し口農と手を切つた。九月十四日新大
 に大綱農民組合を結成した。新たに生れたる大綱農民組合は我松園支部の影響下にありものであ
 る。これは松園支部の農民委員会活動の結果である。

八現在闘はれつゝある主なる争議(拍件の中)

地区	班	地	備考
三善基	酒井	田十三町	組合員、聖田栄作君 外四十二人
朝倉	依井	田二十二町八畝	地主、笠淵秀次
野町	八歩	田八歩	組合員、石丸健太郎君 外四十一人
	八歩	田一町七畝三六畝	地主、甘木銀行頭取
	八歩	田一町七畝三六畝	地主、長又二郎君 外六十人
	八歩	田一町七畝三六畝	地主、三浦福助市天神所
	八歩	田一町七畝三六畝	地主、古川勝正、田中照治